

令和 7 年第 2 回臨時会

(2 月 13 日招集)

山都町議会会議録

令和7年2月第2回山都町議会臨時会会議録目次

○2月13日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事）	2
日程第4 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事）	7
閉会	9

2 月 13 日（木曜日）

令和7年2月第2回山都町議会臨時会会議録

1. 令和7年2月13日午前10時0分招集
2. 令和7年2月13日午前10時0分開会
3. 令和7年2月13日午前10時27分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事）
 - 日程第4 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1 番 東 浩 昭	2 番 坂 本 幸 誠	3 番 眞 原 誠
4 番 西 田 由未子	5 番 中 村 五 彦	6 番 矢仁田 秀 典
7 番 興 梶 誠	8 番 藤 川 多 美	9 番 飯 開 政 俊
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 吉 川 美 加

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山の都創造課長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学 校 教 育 課 長	鈴 木 保 幸
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外 2 名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和7年第2回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、興柁誠君、8番、藤川多美君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第11号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。それでは、議案第11号について説明いたします。

議案第11号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年第3回山都町議会定例会において議決された、山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事請負契約のうち、請負代金額9,278万7,750円を9,340万3,530円に変更することとする。

令和7年2月13日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、

この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

工事番号、R6教生工第3号。

工事名、山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事。

工事場所、山都町長原地内。

当初契約年月日、令和6年9月11日。

財源内訳は、交付金、変更後3,250万円、減額の450万円。起債、変更後5,750万円、増額2,050万円。一般財源、変更後340万3,530円、減額の1,538万4,220円。合計で、変更後9,340万3,530円、増額の61万5,780円。

本工事につきましては、令和6年9月13日から令和7年3月19日までを工期として工事を進めているところです。

工事内容としましては、最終の出来高で、植栽工野芝面積が5,568平米。造形工（築山）大、中、小の3か所。管理施設整備工、幼児スペースを囲うように高さ800のフェンスを54メートルと公園外周に高さ1,200の245メートルとなっております。遊具8基、あずまや2棟。

契約の相手方、上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲司。

2月5日付で代表者名の変更届があつておりまして、込山憲太郎氏から込山憲司氏に替わっております。

資料2を御覧ください。

先ほどの工事内容の変更数量増減表です。変更箇所のみ説明をいたしますと、2行目の植栽工において、ちびっこ運動広場盛土のり面の修復箇所の植生シート208平米を追加しております。また、4行目のスロープ工はトイレへの車椅子での進入経路を確保するため、スロープを追加しております。6行目のフェンス高さ1,200において、公園外周の実施延長に合わせて13メートルほど延長が延びております。

資料3を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。変更増額61万5,780円。令和6年9月11日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年2月7日、発注者、山都町長。

受注者、上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲司。

資料4は位置図となっております。

資料5を御覧ください。

ちびっこ運動広場計画平面図です。朱書きで変更数量を表示しておりますが、図面左上の国土交通省で盛土及びのり面仕上げを行っておりますが、町への引渡し後、これは令和4年なんです

けど、その後のり面縦排水周辺での崩壊修復における変更数量となっております。図面中央下のほうには、車椅子での進入経路を確保するため、スロープを追加しております。

資料6を御覧ください。

遊戯施設等計画平面図ですが、当初で遊具の1から8と、東屋等9から13の配置計画としておりましたが、次の資料7を御覧ください。子どもたちの遊びの動線を考慮しまして、赤で若干遊具の配置のみ変更しております。

資料8を御覧ください。

当初の遊具と内容のとおり、変更はございません。

資料9を御覧ください。

先ほど説明しましたトイレ付近のスロープ及び手すりの変更追加図面です。

最後、資料10、11に現況の写真をつけておりますので御覧ください。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 増額の金額が60万円程度なのに交付金が450万円も減るっていうことは、今までは少々の差額はそこで微調整だったんですが、あまりにもこの金額が大きいので、この減額をする前にもう交付金の決定とかですね、そこらでもうこんなふう to 交付金が減額したのかということをお聞きしたいと思います。過疎債のほうが大きくなっておりますので、そこら辺の説明と、それから契約の相手方が2月5日付で変更届があったということなんですが、先に通知をいただきました入札の条件で、資本金とかそういう関連で入札の条件が変わった通知をいただきましたが、この業者はもう一か所熊本市内に事業所をお持ちなんですが、そのままなんですか。そのままだったらこの前変更通知、変更というか入札条件のをいただいたのは合致しないと思いましたので、その点も含めてお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 最初の1点目について御説明いたします。資料の5を、⑤を御覧ください。

緑の図面で、ここは植生工を表す図面なんですけど、一番右のほうに防安交という1,200平米、芝があります。それと左のほうは社総交という図面があります。これ、野芝なんですけど、ちょっと当初補助金、交付金の関係の配分でまず防安交で整備するところと社総交で整備するところを分けて計上しておりましたが、最終的に補助金の配分等を考えまして、もう防安交はなくしたというところで、全部社総交に持ってきたということで、こういったところで450万減りまして、その分起債額を増やしたりして調整をさせていただきました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。先ほど生涯学習課長のほうから2月5日付で

変更届が出されたということで説明があったと思いますけれども、それを受けまして、ちょっと本町でも初めての事案でしたもので、国とか県の状況もちょっとお聞きしまして、2月一応7日付です、資本関係、人的関係がある複数の者の同一入札への参加制限についてということで取り決めさせていただきまして、それを町内の業者さんにはもうお伝えしているところなんですけれども、同一入札への参加を制限する基準等を設けまして、資本関係であったり人的関係であったり、そういう場合はその基準に該当する者のされた入札は基本として無効として取り扱うと。基本的に、もう指名の段階でその辺を判断しまして、基本的にはもし同ランクで、もし2社さん入っている場合は、地元業者さんを優先してもう一方のほうはもう指名から外すという形で運用を2月7日以降、運用を始めております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） ちょっと8番議員の質問からの的が外れととじゃないかと思うんですけども、この社長が替わって、この社長はもう一つの会社の社長ではないかと。二つの業者さんの社長がそのまましているのかどうかの質問だったと思うんですよ。それで、前回入札の方式が変わりましたという話が出てきととですけども、それに合致しとるかしとらんか、このままでいいのはいけないのか、その辺がはっきりしてほしいという話。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。失礼しました。現契約上では問題ないと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 問題ないということは、一人の社長が幾つの会社を持ってて、入札しても問題ないという話でしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今現状、入札で契約が終わっている案件については、もう業者さんをもう決定しておりますので変更はできませんので、今後2月7日以降の入札案件については、そういう対応をするということになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 今のでいきますと、入札が終わつとるけしやうがない。ただ、今後は一人の人が二つの会社の社長しとると入札はできないという話ですけども、どうかなって、途中で会社内部の事情があったかもしれせんけども、同じ社長が二つするということ時点で、そのままいいのかどうかというのがどうも納得でけんてですけども、でしたら何かを変える必要があったか、これが入札が終わつとるけんてけんていうことであれば、会社内部をどげんか変える必要がありやせんかって、町からもちょっと何かその辺の要望なり何かをする必要があるんじや

ないかと思うんです。ただもう入札が終わったけしやうがないっていう話で済むのか。

下手すればですよ、入札は別の会社がしましたって、中でまた変わりましたって、いろんなことが考えられるとですよ。大手企業が来て買収しましたとか、いろんなことが考えられる。それでいいのかどうかで。そういったところはですね、もう入札が終わったとるんではしやうがありませんっていう話で済む問題なのかっていうのも出てくると思いますので、ちょっと検討は必要だと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。基本的に契約条項にのっとってやっていくことになるんですけども、規定としてこの契約の工期の最中にそういう代表者の変更があったから、その業者をまた……、何て言いますか、契約を破棄するとか、そういう条項というのはないので、基本的に契約条項にのっとって工事をしていただくと。

今後、入札案件で同様のことがありましたら、当然指名の対象には選ばないという形での運用になってきますので、その辺は御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今後のことで確認ですけど、今後の入札については代表取締役の方が、同じ会社二つあるわけですよ。そのどちらかを入札対象にするというのを決めるのは町が決めるんですか。どちらかにするということですか。ちょっともう少し詳しく言ってもらっていいですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。先ほど申しました資本関係、人的関係がある複数の者の同一入札の参加制限についてということで、2月7日以降、運用を始めさせていただいておりますけれども、その中では、資本関係とか人的関係でも関係がある、同じ人がいる場合は、両方同じタイミングでの指名の業者さんには入れないと、基本的に選ばないと。片方を選ぶという形になります。このランクで基本的に選定しておりますので。

（自席より発言する者あり）

指名審査委員の中でその辺は検討して、両方同じようなタイミングで指名することはないということです。

（自席より発言する者あり）

よろしいですか。基準はもう公表しておりますので、基準にもものはありますので、また議員さんの皆様にはちょっとこの資料をまた後ほどお示しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

**日程第4 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド
ナイター照明整備工事）**

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第12号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第12号について説明いたします。

議案第12号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年第3回山都町議会定例会において議決された、山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事請負契約のうち、請負代金額1億4,216万4,000円を1億4,230万1,610円に変更することとする。

令和7年2月13日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

工事番号、R6教生工第4号。

工事名、山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事。

工事場所、山都町長原地内。

当初契約年月日、令和6年9月11日。

財源内訳は、交付金、変更後6,500万円、減額500万円。起債、変更後6,500万円、減額500万円。一般財源、変更後1,230万1,610円、増額の1,013万7,610円。合計で、変更後1億4,230万1,610円、増額の13万7,610円。

交付金、起債額はそれぞれ500万円ずつ減額となっておりますが、これは今年度発注しております運動公園施設整備費4件分、国の交付決定額合計の2億4,650万円の配分額を最終的に調整させていただいた関係上、減額としておりますが、本年度予算の範囲内で調整をしております。

本工事につきましては、令和6年9月13日から令和7年の3月19日までを工期として現在工事を進めております。

工事内容としましては、最終出来高で、照明設備、LED投光器合計8本、電撃殺虫器8台、

終了予告灯 2 台、既存施設撤去、防球ネット、照明柱等12本一式、支障木伐採等一式となっております。

契約の相手方、熊本市東区神園 2 丁目 1 番 1 号、株式会社新星、代表取締役、山本健吾。

資料 2 の変更数量増減表を御覧ください。

変更箇所を説明しますと、6 行目の接地極標示板 8 枚を変更しております。これは各照明柱に設置しました接地極アースですけどを埋設した位置を示すための銘板です。7 行目の照明撤去工は、現地調査の結果、1 本電柱を追加する必要がありました。8 行目のモニュメント撤去は、時計台の撤去を追加しております。9 行目、10 行目の産廃処理は、処分実績による数量減です。有価物の処理工では、鉄くず、スクラップや伐採木の製紙チップ材として買取り費用については減額計算としております。

資料 3 を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。4 の変更工事請負額から変更増額13万7,610円。令和 6 年 9 月 11 日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和 7 年 2 月 7 日、発注者、山都町長。

受注者、熊本市、東区神園 2 丁目 1 番 1 号、株式会社新星、代表取締役、山本健吾。

資料 4 は位置図でございます。

資料 5 を御覧ください。

照明の配置図ですが、ナンバー 1 からナンバー 8 までの 8 本の電柱位置は変更ありません。

資料 6 を御覧ください。

照明設備図です。各照明柱に取り付けます分電盤の設置高を安全上、底の面までの高さを G L から 2 メーターに引き上げております。費用の変更はございません。

資料 7 を御覧ください。

基礎詳細図です。地上部19.5メーター、地中埋設部6.6メーターとしております。

資料 8 を御覧ください。

撤去位置図です。撤去数量表を表示しておりますが、図面中央上下に赤で示しております電柱と時計台モニュメントの撤去を追加しております。

資料 9 を御覧ください。

支障木伐採位置図です。産廃数量等の実績により変更しております。

資料10を御覧ください。

配管仕上がり図ですが、別工事で発注しております中央グラウンド電気設備工事との関連で、電線挿入のためのスリーブ管を赤で追加しております。

資料11を御覧ください。

時計台モニュメントの基礎部の撤去追加図面でございます。

資料12は、現況の上空写真をおつけしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（藤澤和生君） 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和7年第2回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時27分

令和7年2月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第11号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ
運動広場整備工事）

2月13日 原案可決

議案第12号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラ
ウンドナイター照明整備工事）

2月13日 原案可決

会議規則第 120 条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
